

重国籍制度に関する比較社会学的研究 (4)

— 英国と重国籍制度 —

早稲田大学 樽本英樹

1. 問題の所在

世界各地には、重国籍に寛容な国と共に寛容とは言えない国も存在する。なぜこのような相違が生まれているのだろうか。この問いに答えるためには国際比較研究を行う必要がある。その一環として、本発表では英国に焦点を当てる。一般に、英国は重国籍に寛容な国だと認識されている。もしその認識が正しいとすると、第1になぜ英国は寛容になのだろうか。そして第2に、何の困難もなく寛容になっているのだろうか。

2. 寛容の発展

英国はどのように重国籍者を生み出したのだろうか。現在の国民国家システムの下では一般に、(1) 出生 (2) 婚姻 (3) 国境の変更 (4) 帰化 (5) 認知・養子縁組などを契機として重国籍者が生まれる。このうち特に英国では、子どもの出生に際して「出生地原理」(*jus soli*)を採用し、帰化の際してもそれ以前に所持していた国籍の放棄を求めないため、重国籍者が生み出されることになる。

3. 「帝国」の縮小と残存

しかしそもそも英国はなぜ重国籍に対して寛容なのだろうか。その要点は、英国が帝国の歴史を引きずった国民国家であるという点にある。1812年米英戦争の際、英国の重国籍への寛容さは合衆国と間に軋轢を引き起こした。「帝国」の内部の人々を「臣民」と見なす態度は第2次世界大戦後も残存した。変化をもたらしたのは植民地の独立と旧植民地移民の流入である。英国は移民流入に対処するため、1948年英国国籍法から1981年英国国籍法へと一連の法的行為を遂行していった。しかし政治的認識枠組みとしての「帝国」は部分的に残存し、重国籍の許容はそのひとつとして残ったのである。

4. 移民・市民権の安全保障問題化

ところが、英国においてできさえ重国籍が何の問題もなく許容されていると言うことはできない。1990年代後半から移民とその市民権が安全保障の問題の様相を示すようになったのである。第1に、1990年代後半から2000年代初めにかけて庇護申請者が英国に殺到した。第2に、2001年に生じた「人種暴動」や合衆国同時多発テロ事件、そして2005年ロンドン同時多発テロ時間などの諸事件は、テロ対策の実施へと政府を導いた。この点と関連して第3に、市民権付与の規則と手続きが厳格になっていった。また、テロ事件に関与した者の市民権剥奪の動きも見せている。

5. 結論

議会議事録や新聞・雑誌など各種ドキュメントに基づく分析によれば、英国はその帝國的遺産ゆえ重国籍への寛容さを基本的には維持している。ところが移民・市民権の安全保障問題化に伴い市民権の扱いが厳格になってきた。その結果、間接的に重国籍を制限する方向に動いているのである。

* 本発表は以下の助成を受けて行われた研究の一部である。村田学術振興財団、JSPS 科学研究費補助金・基盤研究(B) (研究代表者 佐々木てる 17H02593)、同補助金・基盤研究(C) (研究代表者 樽本英樹 17K04107)、同補助金・基盤研究(B) (研究代表者 樽本英樹 17KT0030)、同補助金・基盤研究(B) (研究代表者 辻康夫 17H02476)。